

# 指宿広域市町村圏組合公印規則

(平成 6 年指宿広域市町村圏組合規則第 7 号)

改正 平成11年指宿広域市町村圏組合規則第4号  
平成14年指宿広域市町村圏組合規則第2号  
平成14年指宿広域市町村圏組合規則第4号  
平成17年指宿広域市町村圏組合規則第3号  
平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号  
平成19年指宿広域市町村圏組合規則第1号  
平成25年指宿広域市町村圏組合規則第2号  
平成25年指宿広域市町村圏組合規則第18号  
平成29年指宿広域市町村圏組合規則第1号

## (趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、公印の保管、使用その他公印に関し必要な事項を定めるものとする。

## (公印の定義)

第2条 この規則で「公印」とは、公文書に使用する指宿広域市町村圏組合の庁印及び職印で別表に掲げるものをいう。

## (公印の名称等)

第3条 公印の名称、寸法、書体、型、使用区分及び公印保管者（以下「保管者」という。）は、別表のとおりとする。

2 保管者は、公印の保管及び取扱いについて所属職員のうちから、公印取扱者（以下「取扱者」という。）を指名することができる。

## (公印の保管等)

第4条 保管者及び取扱者は、公印を慎重に取り扱い、盜難、紛失、不正使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。

2 保管者は、公印の盜難、紛失、不正使用等の事故があったときは、直ちに、その経緯を公印事故届（第1号様式）により、管理者に報告しなければならない。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、又は必要な事項を整理するため、庶務係に公印台帳（第2号様式）を備える。

(公印の新調、改刻、又は廃止)

第6条 公印を新調、改刻又は廃止するときは、管理者の決裁を受けなければならない。

- 2 公印を新調又は改刻したときは、公印台帳に登録しなければならない。
- 3 改刻又は廃止して不用となった公印は、5年間保存しなければならない。
- 4 第2項による登録は、事実発生後5日以内に終了しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、公印を押そうとする文書に決裁済みの起案文書その他の証拠書類を添え、保管者又は取扱者の承認を受けなければならない。

- 2 保管者又は取扱者は、公印の使用を差し支えないと認めたときは、起案文書に公印使用承認印欄があるものは当該欄に、その他のものは余白に欄を設け、認印を押さなければならない。
- 3 前2項の規定によらない場合は、公印押印伺簿（第3号様式）により、保管者又は取扱者の承認を受けることができる。
- 4 公印は、所定の保管場所以外に持ち出しつつはならない。ただし、やむを得ない理由により保管者の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の承認は、公印借用簿（第4号様式）によるものとし、これを承認されたものは、その使用を終え帰庁したときは、直ちに当該保管者に返納し、かつ公印借用簿に所要事項記入の上、その受領印を受けなければならない。

(印影の印刷)

第8条 公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、公印印影印刷使用申請書（第5号様式）により保管者の許可を受けなければならない。

- 2 前項による印影の原版は、保管者が保管するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、公印の取扱いについて必要な事項は、管理者の指示するところによる。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 指宿広域市町村圏組合公印規則（昭和46年指宿広域市町村圏組合規則第2号）は、廃止する。

附 則 (平成11年指宿広域市町村圏組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年指宿広域市町村圏組合規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年指宿広域市町村圏組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年指宿広域市町村圏組合規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年指宿広域市町村圏組合規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月1日指宿広域市町村圏組合規則第18号)

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月16日指宿広域市町村圏組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

公印の名称	寸法 ミリメートル	書体	型	使用区分	保管者	個数
指宿広城市町村圏組合之印	方 30	れい書	組 市 指 合 町 宿 之 村 広 印 圏 域	組合名をもつてする公文書	事務局長	1
指宿広城市町村圏組合管理者之印	方 21	れい書	者 組 市 指 合 町 宿 之 管 村 広 印 理 圏 域	管理者名をもつてする一般公文書	事務局長	1
指宿広城市町村圏組合管理者職務代理者之印	方 21	れい書	代 管 町 指 理 村 宿 者 者 圏 広 之 職 組 域 印 務 合 市	管理者職務代理者名をもつてする公文書	事務局長	1
指宿広城市町村圏組合会計管理者之印	方 21	れい書	管 組 市 指 理 合 町 宿 者 会 村 広 之 計 圏 域 印	会計管理者名をもつてする公文書	会計管理者	1
指宿広城市町村圏組合幹事長之印	方 18	れい書	長 組 市 指 合 町 宿 之 幹 村 広 印 事 圏 域	幹事長名をもつてする公文書	事務局長	1

指宿広域市町 村圏組合幹事 長之印	方 18	れい書	員組市指 合町宿 之出村広 印納圏域	出納員名をも ってする公文 書	事務局長	1
-------------------------	------	-----	-----------------------------	-----------------------	------	---

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

管理者　　様

保管者　　印

公　印　事　故　届

当該保管の公印について、次のとおり事故がありましたので指宿広域市町村圏組合公印規則第4条の規定によりお届けします。

事故のあった公印	
事故発生年月日	
事故発生場所	
事故の内容	
事故処理の経過	
公印の保管場所	
その他必要事項	

第2号様式（第5条、第6条関係）

公 印 台 帳

名 称			
型 番 号	印 影		
寸 法			
書 体			
個 数			
保 管 者	備 考		
使用区分			
年 月 日 新調			
年 月 日 改刻			
年 月 日 廃止			

## 第3号様式（第7条関係）

## 公 印 押 印 同 簿

公印押印年月日	文 書 件 名	公印押印 箇所数	公印押印同			公印使用 承認印
			事務局長	係長	氏 名	
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						

第4号様式（第7条関係）

公 印 借 用 簿

借用年月日	借用者			公印の種類	使用目的	期 間	保管者 許可印	返納月日	保管者 受領印	備 考
	係名	氏 名	印							
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

保管者 様

職

氏名

印

公印印影印刷使用申請書

次のとおり公印印影を印刷して使用したいので、指宿広域市町村圏組合公印規則第8条第1項の規定により申請します。

公印名		印影
文書の件名		
印影の寸法	<input type="checkbox"/> 原寸 <input type="checkbox"/> 縮小 ( <input type="checkbox"/> 方 直徑 )	
印刷枚数	枚	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
印刷理由		

※備考 申請書には、公印の印影を印刷する文書を1部添付すること。

年 月 日

上記の公印印影を印刷して使用することを

承認します。

承認しません。

保管者

印